

# 指定管理者制度対応方針

平成 17 年 3 月

高 知 市

## 目 次

指定管理者制度の対応について（概要）	P 1
はじめに	P 2
指定管理者制度の概要	
1 指定管理者制度と管理委託・業務委託との相違	P 2
2 施行期日	P 3
3 指定管理者が実施できる業務	P 3
4 基本的条件の設定	P 3
5 指定管理者の指定	P 3
6 指定管理者に対する監督	P 4
指定管理者制度に対する高知市の考え方	
1 基本的な考え方	P 5
2 指定管理者制度への対応	
導入対象施設	P 5
外郭団体の見直し	P 5
段階的適用	P 6
業務の範囲	P 6
条例の制定・改正	P 6
指定期間	P 6
予算措置・支払方法	P 7
使用許可	P 7
減免制度	P 7
利用料金制度	P 7
個人情報保護，情報公開	P 7
指定管理者不在時の対応	P 7
3 制度導入手続	
指定管理者(候補者)の募集	P 7
指定管理者(候補者)の選定	P 8
指定管理者の監督	P 9
4 指定管理者制度対応組織	P 10
5 指定管理者制度の導入時期	P 10
6 その他	P 10
参考資料	
1 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	P 11
2 公の施設の管理状況	P 14
3 対象施設条例一覧	P 15
4 想定スケジュール	P 19

# 高知市の指定管理者制度への対応について(概要)

地方自治法改正による公の施設の「管理委託の廃止」と「指定管理者制度の創設」に対応していくもの。

## 指定管理者制度の概要

### 指定管理者制度と管理委託・業務委託との相違

- ・公共的団体等に限定されていた管理業務の受託主体に民間事業者の参入が可能となる。
- ・条例に定める範囲の施設の管理権限は指定管理者となる。
- ・施設の使用許可を指定管理者が行うことができる。

**施行期日等** ・平成15年9月2日に改正法施行(既存施設の経過措置は18年9月まで)

**基本的条件の設定** ・指定管理者の募集方法,選定基準等を包括条例で定める。(17年3月議会議決)  
・管理の基準と行わせる業務の範囲を個別条例で定める。(17年9月議会提案予定)

**指定管理者の指定** ・指定に当たっての「対象となる公の施設名称」「指定管理者となる団体の名称」「指定の期間」が議決事項となる。(17年12月議会提案予定)

## 指定管理者制度への対応

### 基本的な考え方

- ・指定管理者制度による管理施設と,直営管理施設に区分されることとなるため,施設の設置目的に応じて,市民サービスの向上,管理運営の効率化の観点から官民の役割分担を明確にして,公の施設の管理のあり方を見直していく。

### 指定管理者制度導入施設

- ・施設の設置目的,管理内容等により,指定管理者制度を活用して,住民サービスの向上と経費の削減を図ることが可能な施設について,指定管理者制度を導入していく。

### 外郭団体の見直し

- ・施設管理面で民間事業者等と競争関係におかれる外郭団体は,指定管理者制度に対応した団体を目指すこととし,統廃合をも含めた抜本的な見直しを進めていく。

### 条例の制定・改正

- ・募集の手续等を包括条例で制定し,個々の施設設置条例の改正で管理の基準や業務の範囲を定める。

**指定期間** ・原則として3~5年間とする。

**予算措置・支払方法** ・費用は単年度ごとに確定させ,支払方法は施設ごとに定める。

**減免制度** ・条例で定めることにより,指定管理者が減免措置を行えるので,統一的な減免基準を策定する。

**利用料金制度** ・効果的・効率的な施設の管理運営が図られる場合に利用料金制度を導入する。

### 個人情報の保護,情報公開

- ・業務上知り得た秘密を漏らしたり,不当な目的に使用せず,自ら情報公開を行うため必要な措置を講ずる。

### 指定管理者(候補者)の募集

- ・募集は告示,広報紙,ホームページを活用し,原則として公募とする。
- ・施設の管理の基準を基に,募集に際して必要となる事項を記載した募集要領を作成する。

### 指定管理者(候補者)の選定

- ・選定組織を設置し,施設毎に定める選定基準に基づき,候補者の選定を行う。
- ・指定議案の議決後,指定管理者を指定し,告示する。
- ・管理業務の詳細事項を協議によって定め,協定を締結する。

### 指定管理者の監督

- ・年度終了後,事業報告書を提出させ,必要に応じて実地調査,指示を行う。
- ・毎年度,事業評価を行い,適切な指導を行う。

### スケジュール(予定)

- ・17年3月議会 包括条例議決
- ・17年3月~8月 指定管理者制度を導入する公の施設の検討
- ・17年9月議会 個別施設条例(指定管理者制度導入施設)改正議案
- ・17年10~11月 指定管理者募集,選定
- ・17年12月議会 指定管理者指定議案
- ・18年3月議会 指定管理者予算議案
- ・18年4月 指定管理者による管理開始

## はじめに

平成 15 年 9 月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理に指定管理者制度が導入された。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、地方公共団体が指定する民間事業者等を含む法人その他の団体に、施設の使用許可を含む公の施設の管理を行わせるものである。

指定管理者制度の実施に当たっては、指定の手續、管理の基準、業務の範囲に関する条例改正及び指定管理者の指定に関する議会の議決が必要となる。

また、法改正前の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、公の施設の管理委託制度の廃止により、3 年間の経過措置期間中(18 年 9 月まで)に「指定管理者」とするか「直営」とするかを検討し、指定管理者制度に対応していかなければならない。

このほかにも、指定管理者制度への対応には、多くの課題が想定されている。このため、指定管理者制度への対応方針を定めることにより、同制度への全庁的な取組と円滑な対応を進めていくものである。

### 指定管理者制度の概要

#### 1 指定管理者制度と管理委託・業務委託制度との相違

公の施設の管理については、これまで管理委託制度により地方公共団体の出資法人、公共(的)団体などに委託していたものであるが、指定管理者制度と委託制度との主な相違点については、次のとおりである。

	指定管理者制度	管理委託制度	業務委託制度
受託主体	法人その他の団体(法人格は不必要) 議会の議決を経た指定管理者	公共団体、公共的団体、出資法人(1/2 以上)に限定	限定はない
法的性格	管理の代行 指定(行政処分)により公の施設の管理権限を受けた者に委任	公法上の契約関係 条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理業務執行の委託	私法上の契約関係 契約に基づく個別の業務執行の委託
公の施設の管理権限	指定管理者 「管理の基準」「業務の範囲」は市が条例で定める	設置者である市	設置者である市
施設の使用許可	指定管理者が行うことができる	受託者はできない	業務委託できない
施設管理者	指定管理者が設置	市が設置	市が設置

## 2 施行期日

平成 15 年 9 月 2 日

なお、施行日時時点で既に管理委託を実施している既存の公の施設（合併後に引き継ぐ施設を含む。）については、施行日から起算して 3 年を経過する日（18 年 9 月）までの間は、従来の管理委託制度を引き続き採ることができる。

## 3 指定管理者が実施できる業務

指定管理者が施設管理に伴って、行い得る業務は次のとおりである。

（ 〃 については、従前の管理委託制度においても可能）

利用者からの料金を自らの収入として収受すること（市の歳入とはならない）

条例に定められた枠組みの中で、市の承認を得て、自ら料金を設定すること

この場合は、あらかじめ条例で定められた基本的枠組み（金額、算定方法等）に従い、市の承認が必要であり、必要に応じて市は指示を行うことができる。

条例に定めることにより、施設の使用許可を行うこと

（使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用を除く）

条例に定めることにより、使用料の減免を行うこと

## 4 基本的条件の設定

指定管理者に施設を管理させる場合において、地方公共団体は施設設置者の責任により、管理の基準や指定管理者に委ねる業務の範囲を条例で定めなければならない。

### 管理の基準

住民が公の施設を利用するに当たっての「休館日」「開館時間」「使用許可の基準」「使用制限の要件」「管理を通じて取得した個人の情報の取扱い」など、当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である基本的な条件を条例で定める。ただし、細目にわたる事項を規則に委任することは差し支えない。

### 業務の範囲

各施設の目的や態様に応じて、施設の維持管理等の業務の範囲を具体的に設定する。

## 5 指定管理者の指定

指定の意味及び手続については、次のとおりである。

### 指定の意味

地方公共団体と指定管理者は取引関係に立つもの（指定管理者のサービスを地方公共団体が買い上げる）ではないので、いわゆる「請負」には当たらない。

指定管理者の指定は、行政処分的一种であり、契約ではない。従って、地方自治法の契約に関する規定の適用はなく、同法に規定する「入札」の対象にはならない。

指定管理者は「法人その他の団体（法人格は必要でない）」であるため、個人は指定できない。

### 指定の手続

募集方法や選定基準等を条例、規則で定める。

募集に際しては、施設概要、管理基準及び業務の範囲、選定基準、指定期間等を周知し、申請者に事業計画書を提出させ、選定基準に照らして、最も適切かつ効率的な管理を行うものを選定する。

## 選定の基準

選定の基準としては、次のようなことがあげられる。

- ・ 住民の平等利用が確保されること
- ・ 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の削減が図られるものであること
- ・ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的、人的能力を有していること 等

## 議会の議決

指定管理者の指定に当たっては、「対象となる公の施設の名称」「指定管理者となる団体の名称」「指定の期間」等が議会の議決を要する事項となる。

## 指定の期間

指定管理者による管理が適切かつ効率的に行われているかどうかをチェックし、見直す機会を設けるため、指定期間を設ける。施設の設置目的や実情によって数年から数十年にわたるものまでがあり得るが、合理的理由のない長期間の指定は不適切である。

## 協定の締結

指定管理者による管理権限自体は「指定」によって生じるものであり、契約を結ぶことは不要であるが、管理業務実施に当たっての詳細な事項(事業計画、管理費用、事業報告、個人情報保護)については、両者の協議により定め、協定等を締結することにより明確にする。

## 6 指定管理者に対する監督

普通地方公共団体の長又は委員会は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査を実施し、又は必要な指示をすることができる。

普通地方公共団体は、指示に従わない場合や、その他管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

### 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、管理の業務に関する事業報告書を提出しなければならない。記載事項は以下のようなものであり、地方公共団体が定める。

- ・ 管理業務の実施状況
- ・ 利用状況(利用者数、使用拒否等の件数・理由等)
- ・ 利用料金収入の実績、管理に要した経費等の収支の状況 等

### 公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て等

- ・ 公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立ては、地方公共団体の長へ審査請求する。
- ・ 施設の設置又は管理において利用者に損害が生じた場合や、管理業務の遂行に当たっての指定管理者の行為(暴行等)が原因で利用者に損害が生じた場合は、設置者たる地方公共団体が賠償責任を負う。

## 指定管理者制度に対する高知市の考え方

### 1 基本的な考え方

本市の公の施設には、道路、公園、住宅、学校、文化施設、スポーツ施設、福祉施設など様々な施設があり、その管理運営については、直営での管理以外に、外郭団体や地元団体など多くの関係団体に委託しており、市民サービスの向上と効率的な管理運営に努めているところである。

本市では、全庁的な事務事業の見直し作業を行ってきたところであるが、指定管理者制度の検討に合わせて、官民の役割分担を明確にするとともに、施設設置目的の達成、市民サービスの向上、施設管理運営の効率化、地域経済の活性化等の観点から、各施設を設置目的、性格、地理的面、委託形態等から総合化・一本化・グループ化するなどの横断的視点によって、公の施設管理の見直しを行っていくこととする。

### 2 指定管理者制度への対応

指定管理者制度は、指定管理者に施設の使用許可権限を与えることで、より実態に合わせた管理運営が可能となることや、民間事業者等の能力が発揮されることで、市民サービスの向上をはじめとする合理的管理が望めるなどのメリットが期待されることである。

従って、指定管理者制度を十分に活用することとし、制度の導入が可能な全ての公の施設について、同制度の導入を前提とした検討を行っていくものとする。

#### 導入対象施設

道路、河川、学校など個別法でその管理者を規定している施設を除き、全ての公の施設について、指定管理者制度の導入を検討する。

施設の設置目的、管理内容等に基づき、指定管理者制度を活用して、住民サービスの向上と経費の削減を図ることが可能となる施設について、指定管理者制度を導入していく。

なお、直営（業務の一部委託を含む）で運営していく施設、施設管理等の事実行為のみを委託している施設についても、高知市行財政改革実施計画に基づき、民間能力の活用による施設運営を検討していくこととする。

#### 外郭団体の見直し

現在、市が出資しているいわゆる外郭団体が管理運営している施設にあっては、指定管理者制度が導入されたことにより、今後においては、当該施設の管理運営主体を巡って、外郭団体が民間事業者等との競争関係におかれることが予想される。

外郭団体及びその所管部局においては、当該施設にかかる管理運営コストを精査し、明らかにしておくとともに、外郭団体職員の処遇を含め、経費の削減やサービスの向上など、これまでのノウハウを活かした経営改善・基盤強化を図り、指定管理者制度導入に対応した団体を目指す必要がある。

このため、外郭団体が指定を受けられない場合をも想定し、各団体の統廃合も含めた今後の在り方等、経営改善に向けた抜本的な見直しを進めていかなければならない。

## 段階的適用

次に定める施設については、直ちに指定管理者制度を適用せずに、段階的に指定管理者制度へ移行していくものとする。

### (1) 住民主体の管理運営を目指す施設

現時点では、活動基盤が必ずしも強固ではない団体に管理運営を委ねる場合で、団体への業務委託を先行させ、団体の活動基盤の強化に向けた支援を行いながら、指定管理者制度への移行を進めていく。

### (2) 上記以外で、市が当面直営で施設の管理運営を行う必要があると認める施設

民間委託・民営化を検討していく施設については、条件整備がされた場合は、指定管理者制度へ移行していくものとする。

## 業務の範囲

管理委託と指定管理者制度との大きな相違点は、公の施設の管理権限が市にあるのか、指定管理者にあるのかという点であるが、管理という概念が抽象的であるため、指定管理者が行うべき管理の内容は、個々の施設ごとに条例で「業務の範囲」として定めることになる。

業務の範囲については、以下の業務が想定されるが、具体的には個々の施設ごとに定めていくこととなる。

- ・ 施設の日常的な運営管理（日常的な施設運営、鍵の管理、施設内の整頓など）
- ・ 施設の使用許可・使用料の徴収に関する業務（指定管理者に行わせる場合）
- ・ 利用者の処遇に関する業務（福祉施設等）
- ・ 事業の実施（条例で事業を実施すると規定している施設）

事業の実施については、施設の日常的な運営管理と事業とを切り離すことが効率的かつ効果的であると判断できる場合には、事業自体を業務と考え、公の施設の管理内容に含めず、業務委託することとする。

また、指定管理者制度を採用した場合、指定管理者が次のような個別業務を業務委託することについて制限はないので、光熱水費などの支払をも含めて原則として業務の範囲に含めていくこととする。

- ・ 清掃、警備、エレベーター等の保守管理
- ・ 施設の維持補修などのメンテナンス

## 条例の制定・改正

制度の導入に伴い必要となる条例の制定・改正については、本市の公の施設全般に共通するものとして、指定管理者の募集等の指定の手續や個人情報の取り扱い等をいわゆる包括条例で制定するものとし、管理の基準や業務の範囲などは、個々の公の施設の設置条例を改正して定めるものとする。

なお、直営管理とする公の施設についても管理委託規定を削除するなどの条例改正が必要である。

## 指定期間

サービスの継続性と安定性を確保しながら、計画的な管理運営を実施するため、指定管理者を指定する期間は原則として、3～5年間とする。



### **予算措置・支払方法**

指定管理者との間において必要となる費用については、単年度ごとに確定させることとし、その支出科目は委託料とする。

管理に要する費用については、「一定金額を市に支出する」「全てを利用料金で賄う」「市からの支出金と利用料金で賄う」「全てを市からの支出金で賄う」など施設ごとの特性に応じて定めるものとする。

また、指定管理者が施設の効率的運営に努めた等の理由により、協定で定めた費用と実際に管理運営に要した経費とに差額が生じた場合については、指定管理者の事業評価を行った上で、指定管理者の収益とすることができるものとする。

### **使用許可**

法令等に定めがある場合を除き、指定管理者に権限を委任することにより、施設管理が効果的・効率的に図られる施設については、原則として指定管理者に権限を委任する。また、使用料の減免措置についても同様とする。

### **減免制度**

条例に規定を定めることにより、指定管理者が減免措置を行うことができるため、現在の減免制度を見直し、統一的な減免基準を策定していく。

### **利用料金制度**

指定管理者制度と利用料金制度を合わせて導入することにより、効果的・効率的な施設の管理運営及び市民サービスの向上が図られると認められる場合は、原則として利用料金制度を導入する。

### **個人情報の保護，情報公開**

指定管理者又は指定管理に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用しないこととする。指定管理者の指定期間満了、指定の取り消し、従事者がその職を退いた後においても同様とする。

指定管理者は高知市情報公開条例の趣旨に則り自ら情報公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### **指定管理者不在時の対応**

指定管理者の指定取り消し、管理業務の停止を命じたとき又は天災その他の事由により指定管理者が管理業務を行うことが困難となった場合には、市長又は教育委員会が業務委託を含めた管理を行うものとし、市長等が管理を行う旨を告示する。

この場合における損害賠償等については、指定管理者との協定で定めることとする。

## **3 制度導入手続**

### **指定管理者(候補者)の募集**

#### **(1) 申請者**

申請者は、法人その他の団体であって、かつ施設の目的や実態などに応じて定められた

要件を満たすものとし、原則として高知市に主たる事務所を有する団体に限るものとする。

## (2) 募集の方法

指定管理者(候補者)の募集は、告示、広報紙あかるといまいち、ホームページなどを活用することにより、原則として公募するものとする。

また、直営施設(一部業務委託を含む)の場合は、市場環境等が整えば、指定管理者制度への移行を検討していくとともに、可能な部分についての、積極的な業務委託を行っていく。

## (3) 公募によらない指定管理者(候補者)の選定等

公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、公募外の選定を行うことができることとする。

申請した団体の中に指定管理者として適当な者がないと認めるとき。

指定管理者の候補者に選定された者を指定することが不可能となり、又は著しく不適當と認められる事情が生じたとき。

当該施設の性格、規模、機能により、施設の管理運営を通じて地域活動等との関わりを政策的に推進する必要がある場合は、現在の委託団体を選定できるものとする。

本市が出資しているいわゆる外郭団体が受託している公の施設の管理運営については、外郭団体が経営改善に向けた抜本的な見直しを進めている場合は、18年4月の指定においては、現在の委託団体を選定できるものとするが、次回の指定においては、公募を原則とする。

## (4) 募集要領の作成

各施設の条例、規則に定めた指定管理者に関する管理の基準(休館日、開館時間、使用制限など)を基に、実務上必要となる項目について検討し、募集に際して周知すべき事項(施設概要、申請資格、受付期間、管理基準及び業務の範囲、選定基準、施設の利用に係る料金、指定期間等)を記載した募集要領を作成する。

## (5) 募集期間

募集期間は、原則として1か月以上確保するものとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

## (6) 申請書類

- ・ 団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- ・ 施設の管理運営についての事業計画書
- ・ 施設の管理運営についての収支計画書
- ・ 申請要件を満たすことを証する書類 等

## (7) 募集事務

募集に関する事務は、施設を所管する部局が行う。

## 指定管理者(候補者)の選定

### (1) 選定組織

指定管理者(候補者)の選定を行うため、選定組織を設置する。

選定に当たっては、必要に応じて、外部の識見を有するものを選定組織に加えることとする。

選定組織では、提出された事業計画書等を基に、選定基準に照らして総合的に審査し、最も適當と認める団体を指定管理者の候補者(指定管理者は議会の議決により指定され

るものであり、議決までは指定管理者の候補者である。)として選定するものとする。

また、候補者の選定が終了した場合は、速やかにその結果を全応募団体に通知するものとする。

選定組織の事務は企画財政部行政管理課が行う。

## (2) 選定基準

当該公の施設の設置目的や性質等を考慮し、施設毎に選定基準を定めるものとする。

### (選定基準例)

- ・ 市民の平等利用が確保できるか
- ・ 施設の設置目的に照らし、管理を効率的、効果的に行うことができるか
- ・ 施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成、財産的基礎を有しているか
- ・ 施設の管理経費の縮減が図られるか
- ・ 個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されているか
- ・ ISOの取得など環境に配慮した経営を行っているか
- ・ 市民の声が反映される管理運営が行われているか
- ・ 常用雇用の確保など雇用対策に努めているか
- ・ 障害者雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか 等

## (3) 指定管理者指定議案の作成

「公の施設の名称」「指定管理者(候補者)の名称」「指定の期間」を記載した議案を作成する。

## (4) 指定管理者の指定

指定議案の議決後、指定管理者を指定し、速やかにその旨を告示する。

## (5) 協定の締結

指定管理者制度では、管理権限は「協定」という行政処分により発生するものであるから、契約の締結は不要であるが、管理業務実施に当たっての詳細事項については、設置者と指定管理者との協議によって定め、協定を締結する。

協定では、指定期間、事業計画、施設使用料、事業報告、管理費用及び支払方法、指定の取り消し及び業務の停止、損害賠償、個人情報の保護や秘密の保持、情報公開、物品の帰属、保険の取扱、修繕費の取扱、減免の取扱、第三者への業務委託の範囲、施設の目的外使用許可、リスク管理、責任分担、事務引継などの項目を定めることとなる。

## 指定管理者の監督

### (1) 事業報告書の提出

毎年度の事業終了後、指定管理者から以下の事項を記載した業務に関する事業報告書を提出させなければならない。

- ・ 管理業務の実施状況
- ・ 利用状況(利用者数、使用拒否等の件数・理由等)
- ・ 利用料金収入の実績、管理に要した経費等の収支の状況 等

### (2) 報告の聴取

公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対しその管理業務及び経理の状況等について定期、若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

### (3) 指定の取り消し等

指定管理者が指示に従わないときや、指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定の取り消し、又は期間を定めた管理業務の全部若しくは一部の停止を求めることができる。

指定の取り消し又は管理業務の停止を命じたときは、速やかにその旨を公告する。

### (4) 原状回復

指定管理者は、指定期間が満了したとき、指定が取り消されたとき、管理業務の停止が命ぜられたときは、市長の承認を得た場合を除き、公の施設及び設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。

### (5) 損害の賠償等

指定管理者又は指定管理に従事する者は、故意又は過失によりその管理する公の施設又はその設備を損壊、滅失したときは、市長が特別の事情があると認めるときを除き、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

### (6) 事業計画書の作成

指定期間のうち、2 年目以降における年度の詳細な事業計画については、予算編成時期までに、指定管理者と設置者が協議し確定させるものとする。

### (7) 事業の評価

指定管理者制度による効果を検証するため、毎年度、事業の評価を行うものとし、評価に当たっては、指定管理者(候補者)の選定組織を活用していくものとする。

### (8) 指定管理者の指導

制度導入効果の検証・評価の結果に応じて、指定管理者に対し適切な指導を行うものとする。

## 4 指定管理者制度対応組織

制度導入等に当たっての総合調整は、企画財政部行政管理課が行う。

個々の公の施設における導入については、施設を所管する部局等で検討の上、行革推進本部幹事会(企画調整会議) 行革推進本部(庁議)で議論していくこととする。

## 5 指定管理者制度の導入時期

新規施設については、指定管理者制度導入の可否を個々に検討し、設置条例提案時までに指定管理者制度への対応を決定していく。

既存施設については、平成 17 年度の早い時期に指定管理者制度導入の可否を決定し、導入する施設については、平成 18 年 4 月からの制度開始に向けた取組を進めていく。

## 6 その他

指定管理者制度は新しい制度であり、他の自治体もその運用について模索している状況にある。高知市としても、制度の定着と充実を図るためには、他の自治体の動向等にも留意しつつ、さらなる検討を続ける必要がある。

今回示した考え方について継続的に検証を行い、必要に応じて見直しを行っていくとともに、この方針に基づく指定管理者制度への対応に当たって、具体的な対応が必要となる事項については、別途マニュアル等を定めていくこととする。

## 参考資料

### 1 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

**第2条** 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。ただし、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設(以下「指定施設」という。)の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

その他公募を行わないことについて合理的な理由があるとき

- ・当該施設の性格、規模、機能により、施設の管理運営を通じて地域活動等との関わりを政策的に推進する場合(地域団体等を指定管理者とする場合)
- ・本市が出資しているいわゆる外郭団体が受託している公の施設の管理運営については、外郭団体が経営改善に向けた抜本的な見直しに取り組んでいる場合は、18年4月からの指定については、現在の団体を選定(指名)できるものとするが、次回の指定においては公募を原則とする。

(1) 指定施設の概要

(2) 申請することができる団体の資格

(3) 申請を受け付ける期間

(4) 申請に必要な書類

(5) 第4条第1項各号に掲げる指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)を選定する基準

(6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(7) 指定施設の利用に係る料金に関する事項

(8) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

- ・情報の公開・非公開の基準
- ・施設で事故があった場合の損害賠償等の対応
- ・施設の目的外使用について(例:喫茶室、自販機等の設置についての取扱い)
- ・申請を受け付ける場所、主管課名称

(指定管理者の指定の申請)

**第3条** 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長等に申請しなければならない。

(1) 団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類

(2) 指定施設の管理に係る事業計画書

(3) 指定施設の管理に係る収支予算書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

- ・定款、寄付行為その他の団体の活動方針を示す書類
- ・申請日の前の年度の国税及び地方税の納税証明書
- ・役員の氏名及び略歴を記載した書類
- ・現に行っている業務の概略等を記載した書類 等

(指定候補者の選定等)

**第4条** 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査した上、指定候補者を選定するものとする。

- (1) 指定施設の運営方法が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- (4) 前条第3号の収支予算書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 個人情報(高知市個人情報保護条例(平成4年条例第41号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)の取扱いを適正に行う体制が整備されていること。

**(6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準**

- ・ ISO14001の取得など、環境に配慮した経営を行っているか
- ・ 障害者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか 等

2 市長等は、前項の規定による選定をしたときは、速やかにその結果を前条の規定により申請をした団体に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

**第5条** 市長等は、指定候補者を指定管理者に指定する旨の議案が議会において議決されたときは、速やかに当該議決に係る指定候補者を指定管理者に指定しなければならない。

2 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 市長等は、第1項の議案が議会において否決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の処分を行わなければならない。

(協定の締結)

**第6条** 指定管理者は、第2条第8号に規定する期間の開始前に、市長等と指定管理施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 第3条第2号の事業計画書に記載された事項
- (2) 指定施設の管理に要する費用に関する事項
- (3) 指定施設の利用者等に係る個人情報の保護に関する事項
- (4) 指定施設の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- (5) 法第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)に記載すべき事項
- (6) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

**(7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項**

- ・ 損害賠償
- ・ 物品の帰属
- ・ 保険の取扱い
- ・ 減免の取扱い
- ・ 第三者への業務委託の範囲
- ・ 施設の目的外使用許可
- ・ リスク管理、責任分担
- ・ 事務引継

(事業報告書の作成及び提出)

**第7条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該取り消された日まで間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施及び利用の状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況

**(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長等が定める事項**

・当該団体の経営状況を説明する書類（収支（損益）計算書，賃借対照表，財産目録等）

（業務報告の聴取等）

**第8条** 市長等は，公の施設の管理の適正を期するため，指定管理者に対しその管理業務及び経理の状況等について定期的に，若しくは必要に応じて臨時に報告を求め，実地に調査し，又は必要な指示をすることができる。

（原状回復）

**第9条** 指定管理者は，その指定の期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。），又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは，その公の施設及び設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし，市長等の承認を得たときは，この限りでない。

（損害の賠償等）

**第10条** 指定管理者は，故意又は過失によりその管理する公の施設若しくは設備器具等を損傷し，又は亡失したときは，その損害を賠償しなければならない。

2 市長はやむを得ない理由があると認めるときは，賠償額を減額し，又は免除することができる。

（個人情報の保護）

**第11条** 指定管理者は，高知市個人情報保護条例に準拠して，個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は，当該公の施設の管理に関し知り得た個人情報を他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し，若しくは指定を取り消され，又は従事者の職務を退いた後においても，同様とする。

（委任）

**第12条** この条例の施行について必要な事項は，規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

- 2 公の施設の管理状況

区分	直営施設	管理委託施設と委託先		指定管理者施設
宿泊休養施設		国民宿舍桂浜荘	財高知市桂浜観光公園開発公社	オーベルジュ土佐山 [オリエンタルホテル高知株]
駐車場		中央公園地下駐車場 県庁前通り地下駐車場 中島町駐車場,新堀川駐車場 鏡小浜駐車場 桂浜公園駐車場	(財)高知市都市整備公社    財高知市桂浜観光公園開発公社	
スポーツ・健康増進施設		ヨネツこうち 総合運動場,東部総合運動場 城ノ平運動公園 土佐山運動広場 針木運動公園 土佐山西川複合集会所	(財)高知市スポーツ振興事業団  H17.4～地元団体委託予定 各地元団体	土佐山健康交流センター [(株)ドルフィン]
ホール・公会堂		文化プラザ 中央公民館,横山隆一記念館 ソーレ(県立施設)	(財)高知市文化振興事業団  財こうち男女共同参画社会づくり財団	
観光施設		龍馬の生まれたまち記念館 高知市観光案内所 高知観光インフォメーションセンター 旧筆山ユースホステル	(社)高知市観光協会  H17.4～文化団体委託予定	
図書館・博物館	市民図書館 自由民権記念館	市民図書館分館,分室	各地元団体	
勤労者福祉施設		勤労者交流館	財高知勤労者福祉サービスセンター	
公営住宅	各市営住宅	若草町市営住宅	高知県住宅供給公社	
公園	各公園,各児童遊園	わんぱーくこうち	(財)高知市都市整備公社	
駐輪場		はりまや地下駐輪場 高知駅前駐輪場 帯屋町公園地下駐輪場 新京橋プラザ駐輪場 追手前公園駐輪場	(財)駐輪場整備推進機構  (社)高知市シルバー人材センター 各地元団体	
社会福祉施設	各市民会館 各児童館 福寿園 誠和園 各保育園 ひまわり園 旭母子ホーム 点字図書館	おおなる園 昭光園,ふれあい作業所 東部健康福祉センター 南部健康福祉センター 土佐山健康福祉センター 障害者福祉センター 生活支援ハウス,高齢者共同住宅 母子福祉センター 各老人福祉センター,老人憩の家 土佐山弘瀬あすなろの里	社会福祉団体  (福)高知市社会福祉協議会 医療法人 社会福祉団体 地元団体 地元団体	
保健衛生施設	斎場 土佐山へき地診療所	保健福祉センター 墓地公園,納骨堂(介良,長浜)	(福)高知市社会福祉協議会 各地元団体	
農林水産施設	中山間地域構造改善センター 森林科学館(県立施設)	農林漁業共同利用施設 幼稚仔育成施設	農協,漁協,各地元団体 漁協	
文化教育施設	アニマルランド 青年センター 工石山青少年の家(県立施設) 各集会所(教育集会所) ギャラリー白雲	三里文化会館 鏡文化センター-RIO 山嶽社資料館 民具館(大津,介良) 濱口雄幸生家記念館 田中良助旧邸記念館 旧山内家下屋敷長屋展示館 寺田寅彦記念館 大川筋武家屋敷資料館 旧関川家住宅民家資料館 筆山文化会館	地元団体 地元団体 地元団体 各地元団体 文化団体 文化団体 文化団体 H17.4～文化団体委託予定	
公民館 コミュニケーションセンター	鏡公民館 土佐山公民館	市民活動サポートセンター 弥右衛門ふれあいセンター 木村会館 (旭文化センター,旭老人福祉センター) 小高坂会館・中央老人福祉センター 鏡吉原ふれあいの里 各ふれあいセンター 横浜文化センター 柿の又公民館,梅ノ木公民館 吉原公民館,畑川分館	NPO高知市民会議 地元団体 社会福祉団体 地元団体 地元団体 地元団体 地元団体 各地元団体	

個別法で施設管理者が定められている公の施設・・・市道,河川,学校,中央卸売市場,下水道施設



- 3 対象施設条例一覧

例規集区分		条例名	管理委託 規定	施設名 「 」は条例内で位置づけられている施設	施設数	
					旧高知市分	旧両村引継分
第3編 行政通則	第2章 組織	高知市ふれあいセンター条例	有	各ふれあいセンター	14	
第7編 民生	第2章 社会福祉	高知市市民活動サポートセンター条例	有	高知市市民活動サポートセンター	1	
		高知市立児童遊園条例	なし	各児童遊園	30	
		高知市立保育所条例	なし	各保育園	21	
		高知市立へき地保育所条例	なし	各へき地保育園	2	2
		高知市心身障害児通園施設条例	なし	高知市ひまわり園	1	
		高知市母子福祉センター条例	有	高知市母子福祉センター	1	
		高知市旭母子ホーム条例	なし	高知市旭母子ホーム	1	
		高知市障害者福祉センター条例	有	高知市障害者福祉センター 「身体障害者通所授産施設」 「身体障害者福祉センター」 「集会所」	3	
		高知市知的障害者更生施設条例	有	高知市福祉牧場 おおなる園	1	
		高知市知的障害者授産施設条例	有	高知市福祉作業所 昭光園・ふれあい作業所	2	
		高知市誠和園条例	なし	高知市誠和園	1	
		高知市福寿園条例	なし	高知市福寿園 「養護老人ホーム」「元気ふれあい館」	1	
		高知市老人憩の家条例	有	各老人憩の家	3	1
		高知市老人福祉センター条例	有	各老人福祉センター	12	
		高知市木村会館条例	有	高知市木村会館 「高知市旭老人福祉センター」 「高知市立旭文化センター」「旭市民図書館」	1	
		高知市小高坂会館条例	有	高知市小高坂会館	1	
		高知市東部健康福祉センター条例	有	高知市東部健康福祉センター 「栄養実習室」「研修室」「集会室A」「集会室B」 「教養室A」「教養室B」「娯楽室」	1	
		高知市南部健康福祉センター条例	有	高知市南部健康福祉センター条例 「栄養実習室」「教養室A」「教養室B」「教養室C」 「教養室D」「和室A」「和室B」「和室C」「和室D」 「音楽室」「ホールA」「ホールB」「ホールC」 「健康増進室」	1	
		高知市立市民会館条例	なし	各市民会館	11	
		高知市立児童館条例	なし	各児童館	9	
		高知市共同作業所条例	なし	各作業所	4	
		高知市長浜公設共同店舗条例	有	高知市長浜公設共同店舗	1	
		高知市生活支援ハウス条例	有	高知市生活支援ハウス		1
高知市高齢者共同生活住宅条例	有	高知市高齢者共同生活住宅		1		
高知市土佐山弘瀬あすなるの里条例	有	高知市土佐山弘瀬あすなるの里		1		
高知市土佐山健康福祉センター条例	有	高知市土佐山健康福祉センター		1		

- 3 対象施設条例一覧

例規集区分		条例名	管理委託規定	施設名 「 」は条例内で位置づけられている施設	施設数	
					旧高知市分	旧両村引継分
第7編 民生	第3章 保健衛生	高知市保健福祉センター条例	有	高知市保健福祉センター 「検診講習室」「栄養実習室」「栄養講義室」 「高齢者ふれあいセンター」「コミュニティホール」	1	
		高知市斎場条例	なし	高知市斎場 「火葬場」「式場、待合室及び霊安室」	1	
		高知市墓地条例	有	各公園墓地(5)・潮江墓地(1)・地区墓地(14)	20	
		高知市納骨堂条例	有	高知市介良納骨堂・高知市長浜納骨堂	2	
		ヨネッツこうち条例	有	ヨネッツこうち	1	
		高知市土佐山健康交流センター条例	指定管理者	高知市土佐山健康交流センター		1
		高知市土佐山へき地診療所条例	なし	高知市土佐山へき地診療所		1
第8編 産業	第1章 商工・観光	高知市勤労者交流館条例	有	高知市勤労者交流館 「特別会議室」「会議室」「第1研修室」「第2研修室」 「第1和室」「第2和室」「体育室」	1	
		高知市観光案内所条例	有	高知市観光案内所・高知観光インフォメーションセンター	2	
		高知市国民宿舎条例	有	桂浜荘	1	
		(旧)高知市筆山ユース・ホテル条例	有	高知市筆山ユース・ホテル	1	
		高知市立龍馬の生まれたまち記念館条例	なし	高知市立龍馬の生まれたまち記念館 「展示館」「ふれあいセンター」	1	
		オーベルジュ土佐山条例	指定管理者	オーベルジュ土佐山	1	
	第3章 農林・水産	高知市立農林漁業共同利用施設設置条例	有	各農林漁業共同利用施設	20	
		高知市幼稚仔育成施設設置条例	有	高知市幼稚仔育成施設	1	
		高知市中山間地域構造改善センター条例	なし	高知市中山間地域構造改善センター		1
		高知市鏡吉原ふれあいの里条例	有	高知市吉原ふれあいの里 「バンガロー」「キャンプ施設(炊事棟・テントベース)」 「ふれあい交流館」		1
第9編 建設	第1章 土木	高知市駐車場条例	有	高知市中島町駐車場 高知市新堀川駐車場 高知市中央公園地下駐車場 高知市県庁前通り地下駐車場 高知市鏡小浜駐車場	4	1
		高知市弥右衛門ふれあいセンター条例	有	高知市弥右衛門ふれあいセンター	1	
		高知市都市公園条例	有	各都市公園・緑地	576	(H16.4現在)
		高知市桂浜公園駐車場	有	高知市桂浜公園駐車場	1	
	第2章 都市計画	わんぱーくこうち条例	有	わんぱーくこうち 「プレイランド」「アニマルランド」 「庭園広場、展示室その他の関連施設」	1	

- 3 対象施設条例一覧

例規集区分		条例名	管理委託 規定	施設名 「 」は条例内で位置づけられている施設	施設数		
					旧高知市分	旧両村引継分	
第9編 建設	第4章 住宅	高知市営住宅条例	有	各公営住宅	40	11	
				各改良住宅	65		
				各単独住宅	3		
				各特定公共賃貸住宅	1		
				各コミュニティ住宅	3		
第10編 教育	第3章 社会教育	高知市立市民図書館条例	なし	本館 高知市立市民図書館	1		
			有	分館 潮江市民図書館 分館 江ノ口市民図書館 分館 下知市民図書館 分館 旭市民図書館 分館 長浜市民図書館	4		
			有	各分館(15)	13		2
			なし	高知市立点字図書館	1		
			有	高知市立中央公民館 高知市立旭文化センター 高知市立横浜文化センター	3		
		有	高知市立鏡公民館 高知市立鏡公民館畑川分館 高知市立吉原公民館 高知市立柿ノ又公民館 高知市立梅ノ木公民館 高知市立土佐山公民館		6		
		有	高知市文化プラザ 「文化ホール」「市民ギャラリー」 「横山隆一記念まんが館」「中央公民館」 「ガレリアその他の施設」	1			
		有	高知市立自由民権記念館	1			
		有	高知市筆山文化会館	1			
		有	高知市三里文化会館 「ホール」「控室」「研修室」「和室」 「高齢者ふれあいルーム」	1			
		なし	高知市青年センター	1			
		有	高知市寺田寅彦記念館	1			
		有	高知市旧山内家下屋敷長屋展示館	1			
		有	高知市旧関川家住宅民家資料館	1			
		有	高知市濱口雄幸生家記念館	1			
		有	高知市大川筋武家屋敷資料館	1			
		なし	高知市田中良助旧邸資料館	1			

- 3 対象施設条例一覧

例規集区分	条例名	管理委託 規定	施設名 「 」は条例内で位置づけられている施設	施設数		
				旧高知市分	旧両村引継分	
第10編 教育	第3章 社会教育	高知市民具館条例	有	高知市大津民具館・高知市介良民具館	2	
		高知市立集会所条例	有	豊田集会所・鶴来集会所・宮寺集会所 長浜集会所	4	
		高知市鏡文化ステーションR10条例	有	高知市鏡文化ステーションR10 「入浴施設」「温泉スタンド」「鏡公民館」 「ギャラリー白雲」		1
		高知市ギャラリー白雲条例	なし	高知市ギャラリー白雲		1
	第4章 体育	高知市山嶽社資料館条例	有	高知市山嶽社資料館		1
		高知市運動場条例	有	高知市総合運動場	1	
		高知市東部総合運動場管理条例	有	高知市東部総合運動場	1	
		高知市土佐山西川複合集会所条例	有	高知市土佐山西川複合集会所		1
		高知市城ノ平運動公園条例	有	高知市城ノ平運動公園		1
		高知市土佐山運動広場条例	有	高知市土佐山運動広場		1
	高知市針木運動公園条例(17年3月議会)	なし	高知市針木運動公園	1		
第13編 環境保全	第2章 交通安全	高知市自転車等の放置の防止及び自転車等駐 車場の整備に関する条例	有	高知市帯屋町公園駐輪場 高知市新京橋プラザ駐輪場 高知市追手前公園駐輪場 高知市はりまや地下駐輪場 高知市高知駅前駐輪場	5	
	第4章 土地保全	高知市里山保全条例	有	市民の里山(未設置)	0	
計 76 条例				計 958施設	918	39
				公園 576 住宅 125 その他 257 未設置(里山) 1	957	

## - 4 指定管理者制度運営開始までの想定スケジュール

17年3月	指定管理者包括条例制定 対応方針作成 市民周知(ホームページ等)					
17年4月～5月	チェックリスト内容確認 直営対応施設と指定管理者移行(予定)施設に区分 課題点等確認 外郭団体見直し方針,使用料減免基準の検討	(4月中下旬) 行政管理課 ヒヤリング	(5月上旬) 企画財政部 ヒヤリング	(5月中旬) 企画調整会議 (行革幹事会)	(5月中旬) 市長 ヒヤリング	(5月下旬) 庁議 (行革本部会)
17年5月下旬	外郭団体見直し方針,使用料減免基準作成 移行(予定)施設の具体的対応検討指示(提出締切7月上旬予定) 関係者との協議 移行時期の確認 管理基準の設定 業務範囲の設定(含む施設で行う事業の取扱) 管理費用支払方法の設定(含む収益の取扱) 指定管理者の募集方法(公募か公募外か) 募集要領の作成 選定基準の検討					
17年6月	6月議会					
17年7月～8月	移行施設の決定 具体的な対応事項の確認 条例改正案の作成 選定組織の検討 市民周知(あかるいまち,ホームページ等)		(7月中旬) 企画財政部 ヒヤリング	(7月下旬) 企画調整会議 (行革幹事会)	(8月上旬) 市長ヒヤリング (サマーレビュー)	(8月中旬) 庁議 (行革本部会)
17年9月	個別条例改正議案審議					
17年9月末	指定候補者の募集開始					
17年10月末	指定候補者の募集締切					
17年11月中旬	指定候補者の選定,管理予算の見積	(11月上旬) 選定原案作成 (幹事会等)	(11月上旬) 選定組織論議			
17年12月	指定管理者指定議案審議 指定管理者の指定,指定管理者との協定締結 管理運営予算査定					
18年3月	管理運営予算議案審議					
18年4月	管理運営開始					